第３部

～各質問間の相互関係～

第３部　～各質問間の相互関係～

第１章　結婚忌避、住宅地忌避

「結婚忌避について」（問７）

問７は、「問６で選んだ望ましいと思われる条件を備えているお子さんの結婚相手が、次のような人であった場合、あなたはどのような態度をとると思いますか」として、

A. 同和地区出身者
B. 日本で生まれ育った在日韓国・朝鮮人
C. 日本で働き、永住を希望している日系ブラジル人
D. 車椅子が必要な人
E. 精神の障害で通院している人
F. その親が破産宣告を受けた人
G. その親が刑を終えて出所した人
H. 子どもと同性の人

の人々をあげて、それぞれの場合について、親としてどのような態度をとるか聞いた質問である。問６で「結婚相手としてあなたが重視される項目」を三つ選んでもらっている。その条件をみたしている」としたうえで聞いているのであるから、「問題にしない」とするのが自然であるが、結婚相手が「同和地区出身者」であるかどうかなどの属性がわかった途端に「考え直すように言う」というのは、まさに差別的態度といえる。

あらかじめ設けた選択肢は、「問題にしない」、「親として反対だが、子どもの意思がかたければしかたがない」、「考え直すように言う」の３つである。

回答結果は、「報告書」22 頁、および 101 頁～109 頁の通りである。

結婚相手が「同和地区出身者」である場合、「考え直すように言う」が 17%であり、「問題にしない」は 34%であり、半数近くの人が、「親として反対だが、子どもの意思がかたければしかたがない」(45%)を選ぶ。

対象者が誰であるかによって回答は異なってくるが、概ね「「同和地区出身者」、「日本で生まれ育った在日韓国・朝鮮人」、「日本で働き、永住を希望している日系ブラジル人」の回答傾向は似通っている。

これらの相関係数を示したのが、表 0-1 である。

表0-1 子どもに結婚相手が、つぎのような人であった場合の態度

	A.同和地区出身者との結婚	B.在日韓国・朝鮮人との結婚	C.日系ブラジル人との結婚	D.車椅子が必要な人との結婚	E.精神の障害で通院との結婚	F.その親が破産宣告との結婚	G.その親が刑を終え人との結婚	H.同性の人との結婚
A.同和地区出身者との結婚	1	.694	.639	.483	.372	.372	.474	.315
B.在日韓国・朝鮮人との結婚	.694	1	.795	.519	.407	.378	.450	.414
C.日系ブラジル人との結婚	.639	.795	1	.552	.446	.425	.481	.442
D.車椅子が必要な人との結婚	.483	.519	.552	1	.562	.435	.508	.433
E.精神の障害で通院との結婚	.372	.407	.446	.562	1	.417	.505	.399
F.その親が破産宣告との結婚	.372	.378	.425	.435	.417	1	.652	.327
G.その親が刑を終え人との結婚	.474	.450	.481	.508	.505	.652	1	.407
H.同性の人との結婚	.315	.414	.442	.433	.399	.327	.407	1

もっとも高い相関を示すのは、「B.在日韓国・朝鮮人」と「C,日系ブラジル人」である。相関係数は0.795と、極めて高い。「在日韓国・朝鮮人との結婚」に反対する人は、確実に「日系ブラジル人」との結婚に反対する。また、「A.同和地区出身者」と「B.在日韓国・朝鮮人」との相関は0.694であり、「同和地区出身者との結婚」に反対する人は、ほぼ確実に「在日韓国・朝鮮人との結婚」に反対する。

また、「D.車椅子が必要な人」と「E.精神の障害で通院」との相関も高く、0.562であり、「車椅子が必要な人との結婚」に反対する人は、ほぼ確実に「精神の障害で通院している人」との結婚に反対することがわかる。

本人ではなく、親の状態も結婚を避ける理由にされることがある。「F.その親が破産宣告を受けた人との結婚」と「G.その親が刑を終えて出所した人との結婚」との相関も高く、0.652である。

また、「H.同性の人との結婚」とAからGとの間での相関も0.315から0.442と高い相関をしめす。これらの 8 つの社会的属性をもつ人らに対して結婚を回避する傾向が認められるということは、同和地区出身者や、障害者に対する結婚差別は、それぞれが独立して存在するのではなく、その背景に共通する意識が働いていることがわかる。ある社会的属性をネガティブに評価し、そのような社会的属性をもつ人が自分の息子や娘の結婚相手となるのを避けるような社会意識が、社会の一部の人の間で共有されている現実がある。

「住宅地忌避の態度について」（問５）

住宅地忌避は、問5でつぎのように聞いた。

「あなたは、家を購入したりマンションを借りたりするなど、住宅を選ぶ際に、価格や立地条件などが希望にあっていても、次のような条件の物件の場合、避けると思いますか」として、

A. 近くに同和地区がある
B. 近くに低所得者など、生活が困難な人が多く住んでいる
C. 近くに外国人住民が多く住んでいる
D. 近くに障害者施設がある
E. 近くに保育園・幼稚園がある

用意した選択肢は、「避けると思う」、「どちらかといえば避けると思う」、「どちらかといえば避けないと思う」、「避けないと思う」の４択である。

回答結果は、「報告書」19 頁、および 87 頁～92 頁の通りである。例えば、「近くに同和地区がある」の場合、「避けると思う」としたのは 19%、「どちらかといえば避けると思う」は 34%、あわせて 53%の人が避けるとしている。家を購入したり、マンションを賃貸したりする場合、同和地区を避けるという態度は、広範に存在している。

同和地区、低所得者多住地区、外国人住民多住地区、障害者施設、保育所・幼稚園など、それぞれの相関を見たのが表０－２である。

表0-2 住宅地忌避(q5)

	A.近くに同和地区がある	B.近くに低所得者など、生活に困難な人が多く住んでいる	C.近くに外国人住民が多く住んでいる	D.近くに障害者施設がある	E.近くに保育園・幼稚園がある
A.近くに同和地区がある	1	.748	.559	.495	.244
B.近くに低所得者など、生活に困難な人が多く住んでいる	.748	1	.643	.495	.239
C.近くに外国人住民が多く住んでいる	.559	.643	1	.498	.279
D.近くに障害者施設がある	.495	.495	.498	1	.516
E.近くに保育園・幼稚園がある	.244	.239	.279	.516	1

「A.近くに同和地区がある」と「B.近くに低所得者など、生活に困難な人が多く住んでいる」との間の相関は、0.748 と極めて高く。「A.近くに同和地区がある」物件を避ける人は、「B.近くに低所得者など、生活に困難な人が多く住んでいる」ところを確実に避ける傾向がある。

また、「C.近くに外国人住民が多く住んでいる」と「B.近くに低所得者など、生活に困難な人が多く住んでいる」との間の相関は、0.643 と高い。「C.近くに外国人住民が多く住んでいる」ところを避ける人は、「B.近くに低所得者など、生活に困難な人が多く住んでいる」ところを避ける傾向がある。

また、非常に興味深いことに、「E.近くに保育園・幼稚園がある」は、A～C との間の相関は、それほどでもないが、「E.近くに保育園・幼稚園がある」と「D.近くに障害者施設がある」との間の相関は、他より抜きん出て高く、0.516 となっている。

「保育園・幼稚園」と「障害者施設」との共通項がなんであるのか、よくわからないところがある。　そもそも「保育園・幼稚園」を避ける人は、(「避けると思う」、「とちらかといえば避けると思う」の二つを合わせても）10％程度で、A からＣの項目とくらべるとかなり少ない。また、「D.近くに障害者施設がある」を避ける人も、23%ほどであり、A からＣの項目とくらべると少なく、許容度は高い。そうして関係で、この二つが相関が高くなっているのかもわからない。

このように相関マトリックスをみると、「A.近くに同和地区がある」と「B.近くに低所得者など、生活に困難な人が多く住んでいる」と「C.近くに外国人住民が多く住んでいる」が相互に相関が高いだけではなく、これらの地区を避けるひとが半数近く存在し、差別的な眼差しで捉えられられている。こうした現実を変えていくことが、人権啓発の重要な課題である。

「入居拒否に対する意見」（問８）

入居拒否に対する意見ついては、問８で聞いた。

「家主が、賃貸マンションで、仲介業者に、つぎのような人には貸さないようにと条件をつけることについて、あなたはどのように思いますか」として、

A. 外国人
B. 高齢者
C. 母子・父子家庭
D. 障害者
E. 同性愛のカップル

について聞いた。あらかじめ設けた選択肢は、「差別だと思う」、「差別かどうか一概にいえない」、「差別とはいえない」の３択である。

回答結果は、「報告書」25 頁、および 110 頁～115 頁の通りである。例えば、「外国人」に貸さないとする家主の態度を、「差別だと思う」としたのは 31%、「差別とはいえない」とするものは 8%である。「差別かどうか一概にいえない」とするものは 57%と半数を越える。

入居拒否に対する項目間の相関をみたのが、表 0-3 である。

表0-3. 家主の入居拒否に対する項目間の相関(Q8)

	A.外国人-マンションを貸さない	B.高齢者-マンションを貸さない	C.母子・父子家庭-マンションを貸さない	D.障害者-マンションを貸さない	E.同性愛のカップル-マンションを貸さない
A.外国人-マンションを貸さない	1	.539	.455	.547	.459
B.高齢者-マンションを貸さない	.539	1	.643	.628	.465
C.母子・父子家庭-マンションを貸さない	.455	.643	1	.660	.563
D.障害者-マンションを貸さない	.547	.628	.660	1	.559
E.同性愛のカップル-マンションを貸さない	.459	.465	.563	.559	1

表 0-3 をみると、もっとも「C. 母子・父子家庭」と「D. 障害者」との間であり、相関係数は、0.660 である。また、「C.母子・父子家庭」と「B. 高齢者」との間も、0.643 であり、これと並んで高い。「B. 高齢者」と「D. 障害者」との間も、0.628 と高い。

これらの 3 つの項目について、マンションを貸さない家主の態度を「差別だと思う」は、どれにも「差別だ」と捉え、「差別とはいえない」とするものは、どれにも「差別とはいえない」とする傾向があり、項目間であまり意見の食い違いがない。

これらは、規範レベルでの認識を聞いているものであり、結婚忌避や住宅地忌避は、回答者自身の態度を問うものであり、意識の次元が異なる。

「住宅地忌避と結婚忌避」

つぎに、住宅地忌避(Q5)と結婚忌避(Q7)との相関を見てみよう。「A.近くに同和地区がある」物件を避ける人は、「A.同和地区出身者との結婚」を避ける傾向にある。相関係数は、-0.576 と極めて高い相関となっている。符号がマイナスとなっているのは、選択肢の数字が、Q5 では忌避するものが 1 であり、忌避しないものが 4 になっているに対して、Q7 では忌避しないが 1 であり、忌避しないものが 3 となっており、数字の方向が逆になっているためである。

また、「A. 近くに同和地区がある」物件を避ける人は、「B. 在日韓国・朝鮮人との結婚」を避ける傾向にある。相関係数は、-0.409 とかなり高い相関となっている。

「C. 近くに外国人住民が多く住んでいる」地区の物件を避ける人は、「B. 在日韓国・朝鮮人との結婚」を避ける傾向にある。相関係数は、-0.372 とかなり高い相関となっている。

このように住宅地忌避(Q5)と結婚忌避(Q7)との間には、強い相関関係がある。

表0-4. 結婚忌避(Q7)と住宅地忌避(Q5)との相関

	A 同和地区出身者との結婚	B 在日韓国・朝鮮人との結婚	C 日系ブラジル人との結婚	D 車椅子が必要な人との結婚	E 精神の障害で通院との結婚	F その親が破産宣告との結婚	G その親が刑を終え人との結婚	H 同性の人との結婚
A.近くに同和地区がある	-.576	-.409	-.382	-.343	-.322	-.320	-.378	-.163
B.近くに低所得者など、生活に困難な人が多く住んでいる	-.410	-.302	-.276	-.238	-.279	-.295	-.352	-.094
C.近くに外国人住民が多く住んでいる	-.356	-.372	-.359	-.299	-.285	-.269	-.294	-.163
D.近くに障害者施設がある	-.319	-.278	-.235	-.275	-.219	-.250	-.262	-.070
E.近くに保育園・幼稚園がある	-.152	-.117	-.136	-.160	-.114	-.162	-.158	-.078

Q7では忌避しないが先頭にきており、Q5では忌避するものが先頭にきているために、符号がマイナスとなっている。

「住宅地忌避と入居拒否に対する意見」

住宅地忌避(Q5)と入居拒否に対する意見(Q８)との相関を見たのが表0-5である。先の住宅地忌避(Q5)と結婚忌避(Q7)との相関とくらべて、全般的に相関係数はそれほど高くはない。一番、相関係数が高いのでも「C.近くに外国人住民が多く住んでいる」と「A.外国人-マンション」との相関係数は、-0.318である。「C.近くに外国人住民が多く住んでいる」地域を避けるひとは、家主が「A.外国人」に貸さないことを「差別とはいえない」ととらえる傾向にある。

一般的には、マイノリティの多住地域を避けるひとは、家主が社会的弱者に物件を貸さないことに、「差別とはいえない」とか、「差別かどうか一概にいえない」とかいって、差別に許容的である。

このような一般的な傾向のなかで、興味深いことは、「B.近くに低所得者など、生活に困難な人が多く住んでいる」地区を避けることと家主が「C.母子・父子家庭」にマンションを貸さないことの間で有意な相関がないことである。また、「B.近くに低所得者など、生活に困難な人が多く住んでいる」地区を避けることと家主が「E.同性愛のカップル」にマンションを貸さないこととの間で有意な相関がない。

表0-5. 住宅地忌避(Q5)と入居拒否に対する意見(Q8)

	A.外国人－マンションを貸さない	B.高齢者－マンションを貸さない	C.母子・父子家庭－マンションを貸さない	D.障害者－マンションを貸さない	E.同性愛のカップル－マンションを貸さない
A.近くに同和地区がある	-.205	-.117	-.096	-.128	-.093
B.近くに低所得者など、生活に困難な人が多く住んでいる	-.201	-.107	-.062	-.118	-.027
C.近くに外国人住民が多く住んでいる	-.318	-.107	-.098	-.145	-.125
D.近くに障害者施設がある	-.193	-.142	-.132	-.205	-.130
E.近くに保育園・幼稚園がある	-.136	-.099	-.104	-.136	-.135

第２章　「社会についての考えかた」の分析

「社会についての考えかた」を構成する項目

問 1「社会についての考えかた」についての質問は、次のＡ～Ｍの 13 の項目によって構成した。

A. 格差は、世の中に進歩をもたらすものだ
B. 競争があるからこそ、人はがんばるものだ
C. 努力しない人を社会が面倒を見るのはおかしい
D. 貧困はその人の責任だから救う必要はない
E. 弱者は団結してはじめて強者に対抗できる
F. 職場の仲間どうし助け合うことは大切だ
G. 個人が多少の犠牲を払っても、みんなが支え合う社会を作ることが大切だ
H. 保育料のように収入に応じて、支払う金額がちがうのはいいことだ
I. 土地を買うときは利便性だけでなく、転売可能性を考慮する必要がある
J. 引っ越しをするなら、教育環境のいいところを選びたい
K. 高齢者介護は、行政が行うより、企業が行った方が質が高くなる
L. なんでもかんでも民営化するのは反対だ
M. 規制を緩和すると、社会的弱者が置き去りにされないかと心配だ

これらは、21 世紀になって人々の考え方に大きな影響をおよぼすようになった新自由主義的な意見、社会福祉や行政のいろいろなところで試みられている民営化や市場化についての意見、社会的連帯を重視していこうとする意見などである。これらの意見についてどのようなスタンスをとるのか、それが人権問題の考え方にどのような影響を及ぼしているのかをみようとした。A～M の項目を要約して、つぎのように表現しておく。

A. 格差肯定
B. 競争肯定
C. 努力しない人
D. 貧困救済不要
E. 弱者は団結
F. 仲間同士の助け合い
G. 支えあう社会
H. 保育料制度
I. 土地の転売可能性
J. 教育環境重視
K. 高齢者介護の民営化
L. 民営化反対
M. 規制緩和反対

項目間の相関

項目間の相関係数は、表 1-1 のとおりである。それぞれは、相関係数が高いものもあれば、有意な相関がないものもある（ 相関係数が 0.08 以下になると有意水準は 0.01 を超え

てしまい、有意な相関は認められない)。

たとえば、「A.格差肯定」は「B.競争肯定」と 0.386 とかなり強い相関が認められる。また、「C.努力しない人」と「D.貧困救済不要」との間にも、0.331 とかなり強い相関がある。さらに「L.民営化反対」と「M.規制緩和反対」との間にも、0.306 とかなり強い相関がある。

こうした意識調査の意見についての賛否を問う質問では、0.3 を超える相関はかなり強いとみてよい。

表1-1.問1の項目間の相関マトリックス

	A 格差肯定	B 競争肯定	C 努力しない人	D 貧困救済不要	E 弱者は団結	F 仲間同士の助け合い	G 支えあう社会	H 保育料制度	I 土地の転売可能性	J 教育環境	K 高齢者介護の民営化	L 民営化反対	M 規制緩和反対
A. 格差肯定	1	.386	.148	.265	.081	-.036	.065	.034	.124	.044	.161	-.058	.010
B. 競争肯定	.386	1	.226	.168	.108	.050	.051	.059	.101	.115	.096	-.076	-.047
C. 努力しない人	.148	.226	1	.331	.026	.047	-.067	-.012	.096	.078	.177	-.042	-.066
D. 貧困救済不要	.265	.168	.331	1	.058	-.088	-.063	-.040	.124	.062	.146	-.045	-.044
E. 弱者は団結	.081	.108	.026	.058	1	.111	.131	.129	.083	.066	.018	.049	.190
F. 仲間同士の助け合い	-.036	.050	.047	-.088	.111	1	.211	.087	.082	.141	-.002	.105	.083
G. 支えあう社会	.065	.051	-.067	-.063	.131	.211	1	.160	.086	.090	-.057	.137	.095
H. 保育料制度	.034	.059	-.012	-.040	.129	.087	.160	1	.066	.043	.019	.080	.135
I. 土地の転売可能性	.124	.101	.096	.124	.083	.082	.086	.066	1	.237	.093	.022	.045
J. 教育環境	.044	.115	.078	.062	.066	.141	.090	.043	.237	1	.090	.001	.073
K. 高齢者介護の民営化	.161	.096	.177	.146	.018	-.002	-.057	.019	.093	.090	1	-.102	.004
L. 民営化反対	-.058	-.076	-.042	-.045	.049	.105	.137	.080	.022	.001	-.102	1	.306
M. 規制緩和反対	.010	-.047	-.066	-.044	.190	.083	.095	.135	.045	.073	.004	.306	1

問１の項目による尺度

これらの 13 項目の相互の関係を個別に見ていくと、上記のように興味深い結果があらわれている。しかしその組み合わせは 13×12÷2=78 通りあり、それらについていちいち解説するのは、煩雑であるので、13 項目からいくつかの要素を抽出してみる。分析の方法は、主成分分析、クラスター分析※1など、いろいろな方法があるが、ここではクラスター分析を

※1クラスター分析とは、異なる性質のものが混ざり合った集団から、互いに似た性質を持つものを集め、クラスターを作る方法。ここでは、主成分分析を用いて変数のクラスタリングを行った。分類手順としては、主成分分析を実施し、第 1 主成分よりも第 2 主成分との相関（R2 乗）の方が大きな変数を選んで 2 つめのクラスターとし、それぞれのクラスターにおいて主成分分析を実施することで、反復的に変数のクラスターを分割し、それ以上の分割が不可能となるまで変数をクラスターに割り当てることで、変数のクラスタリングを行った。この分析では、すべての変数が、クラスターのいずれか 1 つに分類される。また変動のかなりの部分を、クラスター成分、またはクラスター内の最も代表的な変数によって説明することができる。統計ソフトとして JMP14.1.0 の「変数のクラスタリング」プラットフォームを用いた。

行った 。その結果、３つの要因が浮かびあがってきた。

Cluster1 という標準化変数に寄与率が高いものから順にあげると、「A.格差肯定」(0.479)[※2]、「D.貧困救済不要」(0.460)、「B.競争肯定」(0.452)、「C.努力しない人」(0.439)、「K.高齢者介護の民営化」(0.313)、「I.土地の転売可能性」(0.253)などである 。

A. 格差は、世の中に進歩をもたらすものだ

D. 貧困はその人の責任だから救う必要はない

B. 競争があるからこそ、人はがんばるものだ

C. 努力しない人を社会が面倒を見るのはおかしい

I. 土地を買うときは利便性だけでなく、転売可能性を考慮する必要がある

K. (高齢者)介護は、行政が行うより、企業が行った方が質が高くなる

表1-2. Q1の主成分分析：標準化変数に対する係数

変数	Cluster1	Cluster2	Cluster3
Q1A	0.479	0	0
Q1B	0.452	0	0
Q1C	0.439	0	0
Q1D	0.460	0	0
Q1E	0	0.418	0
Q1F	0	0.504	0
Q1G	0	0.534	0
Q1H	0	0.411	0
Q1I	0.253	0	0
Q1J	0	0.341	0
Q1K	0.313	0	0
Q1L	0	0	0.707
Q1M	0	0	0.707

このように、Cluster1 は、格差や競争を肯定し、貧困救済を否定的にとらえ努力をしない人に対して冷たい考え方に賛同する人であり、これをネオリベラリズム的志向と呼んでおく。

また Cluster2 という標準化変数に寄与率が高いものは、「G.支えあう社会」(0.534)、「F.仲間同士の助け合い」(0.504)、「E.弱者は団結」(0.418)、「H.保育料制度」(0.411)、「J.教育環境重視」(0.341)である。

[※2] (　) の数字は、標準化変数に対する係数

G. 個人が多少の犠牲を払っても、みんなが支え合う社会を作ることが大切だ
F. 職場の仲間どうし助け合うことは大切だ
E. 弱者は団結してはじめて強者に対抗できる
H. 保育料のように収入に応じて、支払う金額がちがうのはいいことだ
J. 引っ越しをするなら、教育環境のいいところを選びたい

これらは、個人が多少の犠牲を払っても、みんなが支え合う社会を作ることが大切だと考え、職場の仲間どうし助け合うことは大切だとし、職場の仲間どうし助け合うことは大切だという考え方に賛成する人であり、Cluster2 を社会的連帯志向と呼んでおく。

さらに Cluster3 という標準化変数に寄与率が高いものは、「L.民営化反対」(0.707)と「M.規制緩和反対」(0.707)の二つの項目のみである。

L. なんでもかんでも民営化するのは反対だ
M. 規制を緩和すると、社会的弱者が置き去りにされないかと心配だ

この二つは、意味がはっきりしている。なんでもかんでも民営化するのは反対だという意見をもち、規制を緩和すると、社会的弱者が置き去りにされないかと心配だと考えるものであり、Cluster3 は市場化反対志向と呼ぶことができるだろう。

Ｑ１のクラスター係数は、結婚や住宅問題についてどれぐらいの影響力をもつのか？

人権侵害の重要な問題である結婚や住宅問題について、Q1 がどのような影響を与えているのかを見てみよう。

Q7 は、「問６で選んだ望ましいと思われる条件を備えているお子さんの結婚相手が、次のような人であった場合、あなたはどのような態度をとると思いますか」として、

A. 同和地区出身者
B. 日本で生まれ育った在日韓国・朝鮮人
C. 日本で働き、永住を希望している日系ブラジル人
D. 車椅子が必要な人
E. 精神の障害で通院している人
F. その親が破産宣告を受けた人
G. その親が刑を終えて出所した人
H. 子どもと同性の人

の人々をあげて、それぞれの場合について、親としてどのような態度をとるか聞いた質問である。「問６で「結婚相手としてあなたが重視される項目」を三つ選んでもらっている。その条件をみたしている」とした上で聞いているのであるから、「問題にしない」とするのが

当然であるが、結婚相手の属性によって「考え直すように言う」というのは、まさに差別的態度といえる。もう一つの中間的な選択肢は、「親として反対だが、子どもの意思がかたければしかたがない」というものである。

Q1について主成分分析をして、Cluster1～Cluster３の変数を作ったが、これが問７「結婚差別」や 問８「マンション貸与拒否」に対する影響をみると、Cluster1の「ネオリベ志向」は、「結婚差別」する方向で、あるいは「マンション貸与拒否」する方向で影響を与えている。影響の与えかたは「マンション貸与拒否」よりも「結婚差別」の方がより大きい。

なかでも、「ネオリベ志向」をもつものは、「A.同和地区出身者」との結婚 (0.200)や、「B.在日韓国・朝鮮人」との結婚(0.193)には、忌避する傾向をもつ。その他の場合にも影響を与えている。ただ、例外的に「ネオリベ志向」は「H.子どもと同性の人」との結婚には、統計的に有意な影響を与えていない。

表1-3　Q1がQ7「結婚」や Q8「マンション貸与」に与える影響

		Q1cluster1	Q1cluster2	Q1cluster3
		ネオリベ志向	社会的連帯志向	市場化反対志向
Q7子どもの結婚相手	A.同和地区出身者	.200	.003	.004
	B.在日韓国・朝鮮人	.193	-.018	.020
	C.日系ブラジル人	.150	-.013	.069
	D.車椅子が必要な人	.159	.060	.034
	E.精神の障害で通院している人	.182	.030	.005
	F.その親が破産宣告を受けた人	.160	-.015	.022
	G.その親が刑を終えて出所した人	.141	.014	.006
	H.子どもと同性の人	.050	.041	.040

		Q1cluster1	Q1cluster2	Q1cluster3
		ネオリベ志向	社会的連帯志向	市場化反対志向
Q8マンションを貸さない相手	A.外国人	.111	-.083	-.036
	B.高齢者	.117	-.042	-.048
	C.母子・父子家庭	.159	-.116	-.013
	D.障害者	.143	-.073	-.037

一方、Cluster2の「社会連帯志向」や、Cluster3の「市場化反対志向」は、「結婚差別」には、あまり影響を与えていない。

しかし、Cluster2の「社会連帯志向」は、「C.母子・父子家庭」への「マンション貸与拒否」には影響を与えている。-0.116である。符号がマイナスになってから、Cluster2の「社会連帯志向」をもつものは、「C.母子・父子家庭」には、拒否しない方向で影響を与えている。

これより相関係数が低いが、Cluster2 の「社会連帯志向」が統計的に有意な影響を与えているのは、「A.外国人」には、-0.083。「E.同性愛カップル」には、-0.082。「D.障害者」

には、-0.073 であり、「社会連帯志向」の高い人は、これらの人を拒否しない傾向にある。

そうであるにもかかわらず、Cluster2 の「社会連帯志向」が、結婚忌避には影響を与えていないのはなぜであろうか。「B.在日韓国・朝鮮人」には、-0.018、「C.日系ブラジル人」-0.013、「F.その親が破産宣告を受けた人との結婚」には、-0.015 であり、符号はマイナスであるが、その数値は小さく、統計的に有意な相関とはいえない。また、「D.車椅子が必要な人」とは 0.060、「H.子どもと同性の人」とは 0.041、「E.精神の障害で通院している人」とは 0.030 であり、有意な相関とはいえないが、符号はプラスであるのが気になるところである。Cluster2 の「社会連帯志向」をもつ傾向のひとであっても、これらの人々に対しては、連帯の対象から除外されているのだろうか。

このように、Cluster2 の「社会連帯志向」は、問７「結婚差別」に関しては、あまり明瞭な影響を与えていないが、それとは対照的に、Cluster1 の「ネオリベ志向」は、問７「結婚差別」や 問 8「マンション貸与拒否」に対しては、統計的に有意な影響を与えていることが、あらためて注目される。

第３章　「人権・差別をめぐる意見」の分析

問３「人権・差別をめぐる意見」を構成する項目

問 3「人権・差別をめぐる意見」についての質問は、次の A～M の 13 の項目によって構成した。

A. 差別は法律で禁止する必要がある
B. 行政は、平等の名の下に過剰な要求をする一部の人の意見を聞きすぎだ
C. 差別されている人の声をきちんと聞く必要がある
D. 思いやりややさしさをみんながもてば人権問題は解決する
E. 個人の権利より、みんなの利益が優先される必要がある
F. 子どもには権利よりさきに、義務を果たすことを教える必要がある
G. 義務を果たさない人は権利を制約されても仕方がない
H. 人権問題を解決する責任は、まず行政にある
I. 介護や介助を受ける立場にある者は、あまりあれこれ自己主張しないほうがよい
J. 社会福祉に頼るより、個人がもっと努力する必要がある
K. 差別する人だけでなく、差別される人にも問題がある
L. 人権問題とは、差別を受けている人の問題であって、自分とは関係がない
M. 部落出身者に対する差別は、もはや大した問題ではない

項目間の相関

A から M の 13 項目間の相関係数は、表 2-1 のとおりである。もっとも高い相関は、「F. 子どもには権利よりさきに、義務を果たすことを教える必要がある」と「G.義務を果たさない人は権利を制約されても仕方がない 」との相関で 0.448 である。ともに義務を強調しているところに共通性がある。

また、「K.差別する人だけでなく、差別される人にも問題がある」と「M.部落出身者に対する差別は、もはや大した問題ではない」との相関も 0.344 とかなり高い。

表2-1. 問3の項目間の相関マトリックス

	A.差別は法律で禁止する必要がある	B.行政は、平等の名の下に過剰な要求をする一部の人の意見を聞きすぎだ	C.差別されている人の声をきちんと聞く必要がある	D.思いやりややさしさをみんながもてば人権問題は解決する	E.個人の権利より、みんなの利益が優先される必要がある	F.子どもには権利よりさきに、義務を果たすことを教える必要がある	G.義務を果たさない人は権利を制約されても仕方ない	H.人権問題を解決する責任は、まず行政にある	I.介護や介助を受ける立場にある者は、あまりあれこれ自己主張しないほうがよい	J.社会福祉に頼るより、個人がもっと努力する必要がある	K.差別する人だけでなく、差別される人にも問題がある	L.人権問題とは、差別を受けている人の問題であって、自分とは関係がない	M.部落出身者に対する差別は、もはや大した問題ではない
A.差別は法律で禁止する必要がある	1	.018	.224	.177	.062	.037	-.008	.243	-.019	-.005	-.122	-.056	-.173
B.行政は、平等の名の下に過剰な要求をする一部の人の意見を聞きすぎだ	.018	1	.015	-.015	.097	.206	.258	.022	.162	.200	.218	.056	.134
C.差別されている人の声をきちんと聞く必要がある	.224	.015	1	.146	-.005	-.065	-.061	.076	-.170	-.128	-.178	-.228	-.264
D.思いやりややさしさをみんながもてば人権問題は解決する	.177	-.015	.146	1	.147	.107	.024	.130	.092	-.016	-.046	-.007	-.020
E.個人の権利より、みんなの利益が優先される必要がある	.062	.097	-.005	.147	1	.252	.232	.129	.242	.147	.156	.133	.102
F.子どもには権利よりさきに、義務を果たすことを教える必要がある	.037	.206	-.065	.107	.252	1	.448	.129	.286	.268	.315	.151	.164
G.義務を果たさない人は権利を制約されても仕方ない	-.008	.258	-.061	.024	.232	.448	1	.044	.197	.263	.276	.134	.220
H.人権問題を解決する責任は、まず行政にある	.243	.022	.076	.130	.129	.129	.044	1	.068	-.010	.022	.049	-.029
I.介護や介助を受ける立場にある者は、あまりあれこれ自己主張しないほうがよい	-.019	.162	-.170	.092	.242	.286	.197	.068	1	.371	.309	.258	.245
J.社会福祉に頼るより、個人がもっと努力する必要がある	-.005	.200	-.128	-.016	.147	.268	.263	-.010	.371	1	.346	.199	.191
K.差別する人だけでなく、差別される人にも問題がある	-.122	.218	-.178	-.046	.156	.315	.276	.022	.309	.346	1	.287	.344
L.人権問題とは、差別を受けている人の問題であって、自分とは関係がない	-.056	.056	-.228	-.007	.133	.151	.134	.049	.258	.199	.287	1	.336
M.部落出身者に対する差別は、もはや大した問題ではない	-.173	.134	-.264	-.020	.102	.164	.220	-.029	.245	.191	.344	.336	1

問３「人権・差別をめぐる意見」尺度

これらの項目間の相関を個別に見ていくと、興味深い結果があらわれている。しかし、ここではこれらからいくつかの要素を抽出してみる。これら A～M の 13 項目間の相関関係をもとに、主成分分析をすると、３つの要因が浮かびあがってきた（表 2-2 参照）。

Cluster1 という標準化変数に寄与率が高いものから順にあげると、G (0.533)※3、F(0.529)、J (0.415)、B (0.370)、E (0.359)の 5 つの項目である。

G. 義務を果たさない人は権利を制約されても仕方がない

F. 子どもには権利よりさきに、義務を果たすことを教える必要がある

J. 社会福祉に頼るより、個人がもっと努力する必要がある

※3 (　) の数字は、標準化変数に対する係数

B. 行政は、平等の名の下に過剰な要求をする一部の人の意見を聞きすぎだ
E. 個人の権利より、みんなの利益が優先される必要がある

これらの項目が Cluster1 に寄与率が高いことから、Cluster1 は、「義務と努力重視」の考え方と呼んでおく。

またCluster2という標準化変数に寄与率が高いものは、A (0.591) 、H (0.471)、C (0.464) D (0.461)の 4 つの項目である。

A. 差別は法律で禁止する必要がある
H. 人権問題を解決する責任は、まず行政にある
C. 差別されている人の声をきちんと聞く必要がある
D. 思いやりややさしさをみんながもてば人権問題は解決する

これらは差別禁止法の必要性や行政責任と弱者の声に耳を傾けることを重視する考え方である。そのため、Cluster2 を、簡単に「行政責任重視」の考え方と呼んでおく。(この命名とは少し違和感がある C と D が含まれていることに注意)
また、Cluster3 という標準化変数に寄与率が高いものは、K(0.519)、M(0.515)　L(0.496) I (0.465)の 4 つの項目である。

K. 差別する人だけでなく、差別される人にも問題がある
M. 部落出身者に対する差別は、もはや大した問題ではない
L. 人権問題とは、差別を受けている人の問題であって、自分とは関係がない
I. 介護や介助を受ける立場にある者は、あまりあれこれ自己主張しないほうがよい

これらは差別される側に責任を求める考え方や部落出身者に対する差別は、もはや大した問題ではない、人権問題とは、差別を受けている人の問題であって、自分とは関係がないといった意見を支持する考え方である。Cluster3 は、「犠牲者非難」の考え方と呼んでおく。

表2-2. Q3の主成分分析：標準化変数に対する係数

変数	Cluster1	Cluster2	Cluster3
Q3A	0	0.591	0
Q3B	0.37	0	0
Q3C	0	0.464	0
Q3D	0	0.461	0
Q3E	0.359	0	0
Q3F	0.529	0	0
Q3G	0.533	0	0
Q3H	0	0.471	0
Q3I	0	0	0.465
Q3J	0.415	0	0
Q3K	0	0	0.519
Q3L	0	0	0.496
Q3M	0	0	0.515

Ｑ１のクラスター変数との関係

第１章で検討した Q1 のクラスター変数との関係をみたのが、表 2-3 である。非常に興味深い結果がでている。Q1cluster1「ネオリベラリズム志向」は、Q3cluster1「義務努力重視」の考え方 (0.448)や Q3cluster3「犠牲者非難」の考え方 (0.448)に強く影響を及ぼしている。

また、Q1cluster2「社会的連帯志向」は、Q3cluster2「行政責任重視」の考え方との相関が高い (0.339)。同時に、Q1cluster2「市場化反対志向」は、Q3cluster2「行政責任重視」の考え方との相関がある (0.238)。

このようなことから人権意識を高めていくには、ネオリベラリズムを批判的に受けとめる教育や社会的連帯を育てるような教育・啓発が必要であることがわかる。

表 2-3. Q1 のクラスター変数と Q3 のクラスター変数との相関

	Q1cluster1	Q1cluster2	Q1cluster3
	ネオリベ志向	社会的連帯志向	市場化反対志向
Q3cluster1　義務努力重視	0.448	0.199	0.049
Q3cluster2　行政責任重視	-0.074	0.339	0.238
Q3cluster3　犠牲者非難	0.448	-0.032	-0.044

Ｑ３クラスター変数は、結婚や住宅問題についてどれぐらいの影響力をもつのか？

Q3 を主成分分析して、Cluster1～Cluster3 の変数を作ったが、これが問７「結婚差別」や 問８「マンション貸与拒否」におよぼす影響をみたのが表 2-4 である。

どのクラスター変数も問７「結婚差別」や問８「マンション貸与拒否」に影響を及ぼしている。とりわけ Cluster3 の「犠牲者非難」の考え方は、「結婚差別」に強い影響を及ぼしている。もっとも高い相関を示すのが、「犠牲者非難」と「B.在日韓国・朝鮮人との結婚」(0.327)である。これについで高い相関は、「D.車椅子が必要な人との結婚」(0.302)や「A.同和地区出身者との結婚」(0.292)との相関である。

あらためて、Cluster3 の「犠牲者非難」を構成している項目をみると、「K.差別する人だけでなく、差別される人にも問題がある」、「M.部落出身者に対する差別は、もはや大した問題ではない」、「L.人権問題とは、差別を受けている人の問題であって、自分とは関係がない」、「I.介護や介助を受ける立場にある者は、あまりあれこれ自己主張しないほうがよい」という意見である。

また、Cluster1 の「義務努力重視」も、問７「結婚差別」や 問８「マンション貸与拒否」のすべての項目に影響を与えている。とりわけ、「B.在日韓国・朝鮮人との結婚」(0.240)や「D.車椅子が必要な人との結婚」(0.214)や「E.精神の障害で通院　との結婚」(0.207)との相関で高い。

さらに興味深いことは、Cluster2 の「行政責任重視」は、問７「結婚差別」のほとんどの項目と有意な相関は認められない。唯一相関があるのは、「A.同和地区出身者との結婚」だけである。これは、「行政責任重視」する人は、「A.同和地区出身者との結婚」を忌避しないと読みとるべきであろう。しかしながら、「行政責任重視」の考え方をもつ人であっても、「D.車椅子が必要な人との結婚」、「G.その親が刑を終えた人との結婚」、「H.同性の人との結婚」、「F.その親が破産宣告を受けた人との結婚」などの問題には、あまり関心をもつに至っていないということである。

つぎに、「マンション貸与拒否」との関係をみてみよう。

「行政責任重視」は、Q8 の「マンション貸与拒否」についてはすべての項目でそこそこの相関を示しているから、「行政責任重視」の考え方をする人は、マイノリティに対する「マンション貸与拒否」には、批判的である。

このようにみると、問７「結婚差別」や 問8「マンション貸与拒否」の問題を解決するには、「犠牲者非難」の考え方をきちんと批判できるような力を育てることが、極めて重要であるといえる。

表 2-4　Q3 が Q7「結婚」や Q8「マンション貸与」に与える影響

		Q3cluster1 義務努力重視	Q3cluster2 行政責任重視	Q3cluster3 犠牲者非難
Q7 子どもの結婚相手	A. 同和地区出身者	.170	-.143	.292
	B. 在日韓国・朝鮮人	.240	-.099	.327
	C. 日系ブラジル人	.174	-.091	.271
	D. 車椅子が必要な人	.214	-.001	.302
	E. 精神の障害で通院している人	.207	-.062	.211
	F. その親が破産宣告を受けた人	.107	.035	.146
	G. その親が刑を終えて出所した人	.149	-.012	.168
	H. 子どもと同性の人	.154	.024	.143
Q8. マンションを貸さない相手	A. 外国人	.149	-.185	.230
	B. 高齢者	.128	-.153	.199
	C. 母子・父子家庭	.100	-.142	.251
	D. 障害者	.107	-.179	.247
	E. 同性愛カップル	.194	-.113	.276

第４章　「自己イメージ」の分析

問２「自己イメージ」を構成する項目

問 2「自己イメージ」には、「あなたは自分自身をどのような人間だと思いますか」として、次の A～E の 5 つの項目によって構成した。

A. 少なくとも人並みには、価値ある人間である

B. いろいろな良い素質を持っている

C. 物事を人並みには、うまくやれる

D. 自分には自慢できるところがあまりない

E. 何かにつけて、自分は役に立たない人間だと思う

項目間の相関

項目間の相関係数は、表 3-1 のとおりである。それぞれは、かなり高い相関をしめしている。たとえば、「A.少なくとも人並みには、価値ある人間である」と「B.いろいろな良い素質を持っている」との間の相関は、0.691 と極めて高い相関をしめしている。それとは逆に、A と「E. 何かにつけて、自分は役に立たない人間だと思う」とは、マイナス 0.492 と逆相関している。

表3-1.問2の項目間の相関マトリックス

	A.少なくとも人並みには、価値ある人間である－自分自身について	B.いろいろな良い素質を持っている－自分自身について	C.物事を人並みには、うまくやれる－自分自身について	D.自分には自慢できるところがあまりない－自分自身について	E.何かにつけて、自分は役に立たない人間だと思う－自分自身について
A.少なくとも人並みには、価値ある人間である -自分自身について	1	.691	.592	-.431	-.492
B.いろいろな良い素質を持っている -自分自身について	.691	1	.571	-.503	-.421
C.物事を人並みには、うまくやれる -自分自身について	.592	.571	1	-.384	-.433
D.自分には自慢できるところがあまりない -自分自身について	-.431	-.503	-.384	1	.476
E.何かにつけて、自分は役に立たない人間だと思う -自分自身について	-.492	-.421	-.433	.476	1

自尊感情尺度

これら「自己イメージ」の項目間の相関はいずれも高く、D と E が他とは逆相関しているぐらいで比較的単純な構造をしめしている。

これらの項目で自尊感情尺度をつくった。単純に加算するのではなく、主成分分析を行い、因子得点を算出した。

Q2 の「自己イメージ」の各項目が、自尊感情尺度にどれぐらい寄与しているのかをみるために、相関係数を示したのが、表 3-2 である。

自尊感情尺度との相関が最も高いのが、「A.少なくとも人並みには、価値ある人間である」（ 0.841）であり、ついで「B.いろいろな良い素質を持っている」（ 0.837)、「C.物事を人並みには、うまくやれる」（ 0.774）であり、「E.何かにつけて、自分は役に立たない人間だと思う」（ -0.714)と、「D.自分には自慢できるところがあまりない」（ -0.705)は逆相関している。

表3-2. 自尊感情尺度とQ2の各項目との相関

	自尊感情尺度
A.少なくとも人並みには、価値ある人間である	.841
B.いろいろな良い素質を持っている	.837
C.物事を人並みには、うまくやれる	774
D.自分には自慢できるところがあまりない	-.705
E.何かにつけて、自分は役に立たない人間だと思う	-.714

自尊感情尺度とＱ１、Ｑ３との関係

自尊感情尺度と Q1、Q3 との関係をみると、自尊感情はほとんど Q1 や Q3 には強い影響をあたえてはいない。ただ、よわい相関を示すのは、Q1 の「社会的連帯志向」と Q3 の「義務努力重視」である。影響の与え方の方向は、興味深いことに、自尊感情尺度が高い人ほど、「社会的連帯志向」になる。また、自尊感情尺度が高い人ほど、「義務努力重視」になる。

表 3-3. 自尊感情スコアと Q1 クラスター変数や Q3 クラスター変数との関係

		自尊感情スコア
Q1cluster1	ネオリベ志向	071
Q1cluster2	社会的連帯志向	.097
Q1cluster3	市場化反対志向	-..056
Q3cluster1	義務努力重視	077
Q3cluster2	行政責任重視	-..014
Q3cluster3	犠牲者非難	-..001

Ｑ２自尊感情項目とＱ１の項目との関係

表3-4. Q2の自尊感情項目とQ1との相関係数

	A少なくとも人並みには、価値ある人間である	Bいろいろな良い素質を持っている	C物事を人並みには、うまくやれる	D自分には自慢できるところがあまりない	E何かにつけて、自分は役に立たない人間だと思う
A. 格差肯定	.049	.019	.077	.002	.006
B. 競争肯定	.107	.086	.141	-.096	-.033
C. 努力しない人	.097	.055	.092	-.013	-.005
D. 貧困救済不要	.015	-.005	.013	.011	.074
E. 弱者は団結	.017	-.021	.002	.042	.065
F. 仲間同士の助け合い	.165	.137	.117	-.001	-.106
G. 支えあう社会	.082	.101	.059	-.043	-.030
H. 保育料制度	.040	-.015	.026	.055	.023
I. 土地の転売可能性	.022	.068	.004	.015	.044
J. 教育環境	.078	.060	.034	.032	-.026
K. 高齢者介護の民営化	.028	.003	.009	.054	.045
L. 民営化反対	.030	.018	.033	.007	-.007
M. 規制緩和反対	-.060	-.072	-.095	.084	.121

表 3-4. にみるように、「F. 職場の仲間どうし助け合うことは大切だ」と考える傾向にあるのは、「A. 少なくとも人並みには、価値ある人間である」と自己をとらえている人や、「B. いろいろな良い素質を持っている」と自己をとらえている人や、「C. 物事を人並みには、うまくやれる」と自己をとらえている人である。それとは逆に、「E. 何かにつけて、自分は役に立たない人間だと思う」と自己をとらえている人は、「F. 職場の仲間どうし助け合うことは大切だ」と考えない傾向にある

さらに、「G. 個人が多少の犠牲を払っても、みんなが支え合う社会を作ることが大切だ」と考える傾向にあるのは、「B. いろいろな良い素質を持っている」と自己をとらえている人や、「A. 少なくとも人並みには、価値ある人間である」と自己をとらえている人である。

参考までにクロス表をしめしておく。

表3-5. Q2AとQ1F とのクロス表

		F職場の仲間同士の助け合い合うことは大切だ				合計
		そう思う	どちらかといえばそう思う	どちらかといえばそう思わない	そう思わない	
A.少なくとも人並みには、価値ある人間である	そう思う	252 83.70%	45 15.00%	3 1.00%	1 0.30%	301 100.00%
	どちらかといえばそう思う	406 63.00%	225 34.90%	12 1.90%	1 0.20%	644 100.00%
	どちらかといえばそう思わない	117 63.60%	59 32.10%	5 2.70%	3 1.60%	184 100.00%
	そう思わない	27 60.00%	14 31.10%	3 6.70%	1 2.20%	45 100.00%
合計		802 68.30%	343 29.20%	23 2.00%	6 0.50%	1174 100.00%

Ｑ２自尊感情項目とＱ３の項目との関係

表3-6. Q2の自尊感情項目とQ3との相関係数

	A少なくとも人並みには、価値ある人間である	Bいろいろな良い素質を持っている	C物事を人並みには、うまくやれる	D自分には自慢できるところがあまりない	E何かにつけて、自分は役に立たない人間だと思う
A.差別は法律で禁止する必要がある	.022	.010	-.025	.010	.060
B.行政は、平等の名の下に過剰な要求をする一部の人の意見を聞きすぎだ	.047	.031	.076	.033	-.027
C.差別されている人の声をきちんと聞く必要がある	.046	.039	.036	.040	-.016
D.思いやりややさしさをみんながもてば人権問題は解決する	.033	.000	.010	.052	.019
E.個人の権利より、みんなの利益が優先される必要がある	-.023	-.052	.008	.042	.079
F.子どもには権利よりさきに、義務を果たすことを教える必要がある	.063	.020	.062	-.004	-.018
G.義務を果たさない人は権利を制約されても仕方ない	.129	.110	.135	-.050	-.055
H.人権問題を解決する責任は、まず行政にある	.005	-.028	-.031	.040	.125
I.介護や介助を受ける立場にある者は、あまりあれこれ自己主張しないほうが	-.002	-.069	.035	.068	.050
J.社会福祉に頼るより、個人がもっと努力する必要がある	.073	.034	.047	.023	.000
K.差別する人だけでなく、差別される人にも問題がある	.087	.053	.138	-.018	-.083
L.人権問題とは、差別を受けている人の問題であって、自分とは関係がない	-.040	-.078	.002	.101	.115
M.部落出身者に対する差別は、もはや大した問題ではない	.022	.027	.017	.007	.001

表 3-6 にみるように、「G.義務を果たさない人は権利を制約されても仕方がない」と考え傾向にあるのは、「C.物事を人並みには、うまくやれる」と自己をとらえている人や「A.少なくとも人並みには、価値ある人間である」と自己をとらえている人や、「B.いろいろな良い素質を持っている」と自己をとらえている人である。自分を肯定的にみて自信があるひとは、社会的弱者に冷たい傾向にある。

また、「H.人権問題を解決する責任は、まず行政にある」と考える傾向にある人は、「E.何かにつけて、自分は役に立たない人間だと思う」と自己をネガティブにとらえている人である。

さらに、「K.差別する人だけでなく、差別される人にも問題がある」と考え傾向にあるのは、「C.物事を人並みには、うまくやれる」と自己をとらえている人や「A.少なくとも人並みには、価値ある人間である」と自分を肯定的にみている人である。

また、「L.人権問題とは、差別を受けている人の問題であって、自分とは関係がない」と差別問題を他者化して考える傾向にあるのは、「E. 何かにつけて、自分は役に立たない人間だと思う」と自己をとらえている人や「D.自分には自慢できるところがあまりないと自己をネガティヴにとらえている人である。

表3-7. Q2BとQ3G とのクロス表

		G.義務を果たさない人は権利を制約されても仕方ない				合計
		そう思う	どちらかといえばそう思う	どちらかといえばそう思わない	そう思わない	
素質を持っている B.いろいろな良い	そう思う	77 40.70%	68 36.00%	29 15.30%	15 7.90%	189 100.00%
	どちらかといえばそう思う	171 26.30%	344 52.90%	106 16.30%	29 4.50%	650 100.00%
	どちらかといえばそう思わない	62 22.50%	145 52.50%	59 21.40%	10 3.60%	276 100.00%
	そう思わない	13 24.10%	15 27.80%	16 29.60%	10 18.50%	54 100.00%
合計		323 27.60%	572 48.90%	210 18.00%	64 5.50%	1169 100.00%

表3-8. Q2CとQ3K とのクロス表

		K.差別する人だけでなく、差別される人にも問題がある				合計
		そう思う	どちらかといえばそう思う	どちらかといえばそう思わない	そう思わない	
C.物事を人並みには、うまくやれる	そう思う	70 29.70%	78 33.10%	55 23.30%	33 14.00%	236 100.00%
	どちらかといえばそう思う	91 12.90%	326 46.20%	193 27.30%	96 13.60%	706 100.00%
	どちらかといえばそう思わない	22 11.60%	67 35.30%	70 36.80%	31 16.30%	190 100.00%
	そう思わない	5 12.80%	12 30.80%	9 23.10%	13 33.30%	39 100.00%
合計		188 16.10%	483 41.20%	327 27.90%	173 14.80%	1171 100.00%

表3-9. Q2EとQ3L とのクロス表

		L.人権問題とは、差別を受けている人の問題であって、自分とは関係がない				合計
		そう思う	どちらかといえばそう思う	どちらかといえばそう思わない	そう思わない	
E.何かにつけて、自分は役に立たない人間だと思う	そう思う	3 9.10%	1 3.00%	8 24.20%	21 63.60%	33 100.00%
	どちらかといえばそう思う	3 2.00%	12 8.20%	73 49.70%	59 40.10%	147 100.00%
	どちらかといえばそう思わない	5 0.90%	56 10.10%	296 53.50%	196 35.40%	553 100.00%
	そう思わない	10 2.20%	36 8.10%	121 27.10%	279 62.60%	446 100.00%
合計		21 1.80%	105 8.90%	498 42.20%	555 47.10%	1179 100.00%

自尊感情と結婚差別や住宅忌避

自尊感情尺度が、問 7 「結婚差別」や 問 8「マンション貸与拒否」におよぼす影響をみたのが表 3-10 である。自尊感情スコアは、統計的に有意は相関をもたない。Q7 の結婚差別や Q8 の「マンション貸与拒否」の態度を予測するのには、自尊感情尺度はまったく役に立たない。

表 3-10.　Q7「結婚」や Q8「マンション貸与」に与える影響

		自尊感情スコア
Q7.子どもの結婚相手	A. 同和地区出身者	-.070
	B. 在日韓国・朝鮮人	-.018
	C. 日系ブラジル人	.000
	D. 車椅子が必要な人	-.033
	E. 精神の障害で通院している人	-.031
	F. その親が破産宣告を受けた人	.014
	G. その親が刑を終えて出所した人	-.034
	H. 子どもと同性の人	-.053
Q8.マンションを貸さない相手	A. 外国人	-.002
	B. 高齢者	.015
	C. 母子・父子家庭	.057
	D. 障害者	.018
	E. 同性愛カップル	.004

第５章　人権課題の分析

１．さまざまな人権課題について

さまざまな人権課題について、どのように考えているか、今回の調査では以下に示した 15 項目でたずねている。選択肢は、1．そう思う、2．どちらかといえばそう思う、3．どちらかといえばそう思わない、4．そう思わない、である。

問 10　次のような考え方について、あなたはどう思いますか。A～0 のそれぞれについて、あてはまるものを一つだけ選び、その番号に○をつけてください。

A. 結婚すれば妻は夫の姓を名のるのが自然だ
B. 男性は外で働き、女性は家庭を中心に家事・育児をしたほうがよい
C. 子どものしつけのためなら、時には親が体罰を与えることはやむをえない
D. 家庭のルールを決めるときは、必ず子どもの意見を聞かなければならない
E. 認知症の高齢者は迷惑をかけるから、行動の自由は制限されても仕方ない
F. 傷害があることを理由に、乗り物への乗車や入店を断られるのは問題だ
G. 精神に障害がある人に対しては、なんとなく不安を感じる
H. 外国籍であっても、自治体の住民であるからには地方参政権を認め、投票できるようにする必要がある
I. 国や自治体は、外国人に対するヘイトスピーチを繰り返す団体に、毅然とした態度をとる必要がある
J. 自分の子どもが同性愛者であっても、親として子どもの側に立ち、力になる必要がある
K. 同性愛者であることを身近な人にも言えない社会は問題だ
L. 犯罪被害者のプライバシーが興味本位にとりあげられるのは問題だ
M. 刑を終えて出所した人を、社会復帰できるよう地域社会で支える必要がある
N. 女性専用車両は女性を保護しすぎている
O. 同性のカップルにも夫婦と同じ権利を認める必要がある

これらの項目は、それぞれ関連している人権課題ごとにまとめて分析していくことにした。女性（A と B と N)、子ども（C と D)、傷害のある人（F と G)、外国人（H と I)、性的指向（J と K と O）である。

これらについて、各人権課題ごとに人権重視の方向の場合にプラスとなるように分析用の変数を作成した。その手順は簡単で、それぞれ人権を重視していると思われる選択肢を選んだ場合が 4 点になるように調整し、同一の人権課題を扱っている項目について合計するというものである。ただし、回答分布の偏りを調整し、それぞれの項目の比較をわかりやすくするため，各項目の点数を平均を 0、標準偏差を 1 に標準化して使用することとした。そ

れぞれの記述統計は以下の表のとおりである。また、高齢者（E)、犯罪被害者等（L)、刑を終えて出所した人（M）についても、同様に標準化し、分析に使用することとした。

	女性	子ども	傷害のある人	外国人	性的指向
平均	0.0062	-0.0012	0.0002	0.0003	0.0011
標準偏差	0.6910	0.7213	0.6980	0.7866	0.8209
N	1167	1171	1167	1137	1138

※この章の分析処理は、SAS 社の JMP Pro 14.2.0 を用いて行った。

２．個々の属性と人権課題との関連

それではこれらの人権課題それぞれと、性、年齢、職業、居住地域、階層意識の 5 つの属性との関連をみていくことにしよう。まず、個々の属性と人権課題に対する関係を各カテゴリーの平均値を比較するために一元配置の分散分析を行って確認している。それぞれの人権課題の平均値はほぼ 0 になっているので、プラスの場合、人権擁護に積極的な考えを持つ傾向があると考えられ、マイナスの場合は、その反対の傾向があると考えることができる。

※念のため、各居住地域の内容を示しておくと、奈良市、大和郡山市、天理市、生駒市、山辺郡、磯城郡が北部、生駒郡と北葛城郡が西部、大和高田市、橿原市、御所市、香芝市、葛城市、高市郡が中部、桜井市、宇陀市、宇陀郡が東部、五條市、吉野郡が南部である。

1　人権課題：女性

まず、女性の人権課題に対する考え方については、性、年齢、職業の 3 つの属性で違いがみられた。男性ではマイナス、女性ではプラスになっている。年齢との関連では、70 歳以上でややマイナスが大きくなっており、女性の人権に対して厳しい見方をしていることがわかる。職業との関連では、官公庁や学校関係に勤めている人でプラスになっており、女性の人権擁護に積極的な考えを持っていることがわかる。居住地域や階層意識との関連はみられなかった。

女性		平均	標準誤差	N
性	男性	-0.1399	0.0300	515
p<.0001	女性	0.1393	0.0287	562
	選択しない	0.0922	0.1308	27
年齢	18～29 歳	0.1075	0.0743	83
p<.0001	30～39 歳	0.1628	0.0631	115
	40～49 歳	0.1438	0.0540	157
	50～59 歳	0.1017	0.0514	173
	60～69 歳	0.0491	0.0403	282
	70 歳以上	-0.2531	0.0394	295

職業	自営業・その手伝い	-0.1055	0.0611	126
p<.0001	従業員 24 人以下の民間企業	-0.0980	0.0845	66
	従業員 25 人以上の民間企業	0.1111	0.0457	225
	官公庁	0.2535	0.1144	36
	学校関係	0.3222	0.1085	40
	無職	-0.0403	0.0319	463
	その他	0.0003	0.0591	135
居住地域	北部	0.0469	0.0295	551
n.s	西部	-0.0885	0.0617	126
	中部	-0.0504	0.0423	268
	東部	0.0151	0.0822	71
	南部	0.0420	0.0827	70
階層意識	上	-0.0693	0.2299	9
n.s	中の上	-0.0162	0.0589	137
	中の中	0.0372	0.0302	523
	中の下	0.0381	0.0452	233
	下	0.0757	0.0739	87

2　人権課題：子ども

子どもの人権についても、姓、年齢、職業の 3 つの属性で違いがみられた。男性ではマイナス、女性ではプラス、性別について選択しないと回答した人でマイナスがやや大きくなっている。年齢との関連では、18～29 歳でややプラスが大きくなっており、逆に 40～49 歳でマイナスがやや大きくなっている。子どもの年齢に近い世代では子どもの人権に対し擁護の姿勢があり、子育て世代では厳しい見方をしていることがわかる。職業との関連では、官公庁に勤めている人でマイナスが大きく、子どもの人権に対し、厳しいことがわかる。学校関係に努めている人ではプラスになっており、子どもの人権擁護に積極的な考えを持っていることがわかる。居住地域や階層意識との関連はみられなかった。

子ども		平均	標準誤差	N
性	男性	-0.1017	0.0315	514
p<.0001	女性	0.1016	0.0300	566
	選択しない	-0.1529	0.1399	26
年齢	18～29 歳	0.1466	0.0796	82
p<.05	30～39 歳	-0.0568	0.0669	115
	40～49 歳	-0.1214	0.0573	157
	50～59 歳	-0.0161	0.0635	127

	60～69 歳	0.0168	0.0880	66
	70 歳以上	-0.0617	0.0413	302
職業	自営業・その手伝い	-0.0161	0.0635	127
p<.05	従業員 24 人以下の民間企業	0.0168	0.0880	66
	従業員 25 人以上の民間企業	-0.0970	0.0477	225
	官公庁	-0.2653	0.1192	36
	学校関係	0.1957	0.1131	40
	無職	0.0392	0.0332	463
	その他	0.0395	0.0615	135
居住地域	北部	0.0193	0.0307	551
n.s	西部	-0.0936	0.0642	126
	中部	-0.0503	0.0438	270
	東部	0.1427	0.0855	71
	南部	0.0592	0.0861	70
階層意識	上	-0.3367	0.2396	9
n.s	中の上	-0.0754	0.0612	138
	中の中	0.0197	0.0314	523
	中の下	-0.0106	0.0470	234
	下	-0.0325	0.0771	87

3 人権課題：高齢者

高齢者の人権については、年齢のみで違いが見られた。30～39 歳で最もマイナスが大きく、18～29 歳がそれに次いでいる。高齢者の人権に対しては、若い世代が厳しい見方をしていることがわかる。その他の属性では、統計的に意味のある関連はみられなかった。

高齢者		平均	標準誤差	N
性	男性	-0.0672	0.0440	515
n.s	女性	0.0568	0.0419	568
	選択しない	0.0465	0.1957	26
年齢	18～29 歳	-0.1463	0.1100	83
p<.0.5	30～39 歳	-0.2576	0.0934	115
	40～49 歳	-0.0183	0.0799	157
	50～59 歳	0.0237	0.0759	174
	60～69 歳	0.0587	0.0597	282
	70 歳以上	0.0727	0.0578	300

職業	自営業・その手伝い	-0.1515	0.0878	128
n.s	従業員 24 人以下の民間企業	0.1292	0.1223	66
	従業員 25 人以上の民間企業	-0.1201	0.0661	226
	官公庁	-0.0074	0.1656	36
	学校関係	0.1082	0.1591	39
	無職	0.0191	0.0461	465
	その他	0.1282	0.0852	136
居住地域	北部	0.0134	0.0428	553
n.s	西部	0.0303	0.0901	125
	中部	-0.0736	0.0612	271
	東部	0.1013	0.1195	71
	南部	0.0241	0.1203	70
階層意識	上	0.2431	0.3533	8
n.s	中の上	-0.0641	0.0851	138
	中の中	0.0367	0.0436	525
	中の下	-0.0820	0.0653	234
	下	-0.0712	0.1065	88

4 人権課題：障害のある人

障害のある人の人権については、居住地域と階層意識の 2 つの属性で違いがみられた。中部に居住している人でややマイナスになっており、逆に南部に居住している人ではややプラスになっている。階層意識との関連では、自らの生活程度を中の下と位置づける人でややマイナスとなっており、逆に下とした人でややプラスになっている。また，上とした人でマイナスが大きくなっているが、このカテゴリーを選択した人は少なく、ばらつきが非常に大きくなっているため、この階層意識を持つ人の反応と判断するのは困難である。性、年齢、職業との関連はみられなかった。

障害のある人		平均	標準誤差	N
性	男性	0.0038	0.0310	510
n.s	女性	0.0034	0.0294	565
	選択しない	0.0861	0.1347	27
年齢	18～29 歳	-0.0233	0.0769	83
n.s	30～39 歳	-0.1336	0.0654	115
	40～49 歳	0.0219	0.0563	155
	50～59 歳	0.0012	0.0531	174
	60～69 歳	-0.0394	0.0419	280

	70 歳以上	0.0183	0.0407	297
職業	自営業・その手伝い	-0.0488	0.0625	126
n.s	従業員 24 人以下の民間企業	0.1033	0.0877	64
	従業員 25 人以上の民間企業	-0.0534	0.0469	224
	官公庁	-0.0134	0.1169	36
	学校関係	0.0848	0.1109	40
	無職	-0.0040	0.0326	463
	その他	0.1024	0.0600	137
居住地域	北部	0.0458	0.0300	547
p<.01	西部	0.0704	0.0629	124
	中部	-0.1310	0.0425	272
	東部	-0.0395	0.0832	71
	南部	0.1259	0.0837	70
階層意識	上	-0.2457	0.2349	9
p<.01	中の上	-0.0789	0.0604	136
	中の中	0.0680	0.0308	524
	中の下	-0.1054	0.0463	232
	下	0.1046	0.0751	88

5 人権課題：外国人

外国人の人権については、性と職業 2 つの属性で違いがみられた。男性と女性ではあまり違いは確認できないが、性別について選択しないと回答した人でマイナスがかなり大きくなっている。職業との関連では、官公庁や学校関係に努めている人でかなりプラスになっており、外国人の人権擁護に積極的な考えを持っていることが示されている。また、従業員 24 人以下の民間企業に勤めている人でも、ややプラスの結果となっている。年齢や居住地域、階層意識については統計的に意味のある関連はみられなかった。

外国人		平均	標準誤差	N
性	男性	-0.0008	0.0344	507
p<.001	女性	0.0451	0.0332	546
	選択しない	-0.5385	0.1520	26
年齢	18～29 歳	0.0523	0.0868	81
n.s	30～39 歳	0.0394	0.0728	115
	40～49 歳	0.0019	0.0629	154
	50～59 歳	0.0929	0.0601	169
	60～69 歳	0.0129	0.0471	275

	70 歳以上	-0.0661	0.0461	287
職業	自営業・その手伝い	0.0409	0.0698	125
p<.05	従業員 24 人以下の民間企業	0.1245	0.0961	66
	従業員 25 人以上の民間企業	-0.0603	0.0521	225
	官公庁	0.3089	0.1301	36
	学校関係	0.3119	0.1234	40
	無職	-0.0152	0.0369	448
	その他	-0.0457	0.0685	130
居住地域	北部	0.0465	0.0337	539
n.s	西部	0.0045	0.0705	123
	中部	0.0064	0.0481	265
	東部	-0.0853	0.0935	70
	南部	-0.1083	0.0970	65
階層意識	上	0.3089	0.2585	9
n.s	中の上	0.0131	0.0662	137
	中の中	0.0648	0.0342	513
	中の下	-0.0798	0.0512	229
	下	-0.0034	0.0836	86

6 人権課題：性的指向

性的指向に関する人権については、階層意識以外の属性で関連がみられた。男性と性別について選択しない人ではマイナス、女性ではプラスになっており、同性愛者や同性のカップルの人権に対する考え方が性別で異なることがわかった。年齢との関連では、18～29 歳で大きくプラスになっており、30～39 歳、40～49 歳もプラスになっている。これに対し、50 歳以上の世代ではマイナスになっており、70 歳以上でマイナスが最も大きくなっている。若い世代ほど性的指向に関する人権に対して配慮すべきという見方をしていることがわかる。職業との関連では、学校関係に勤めている人で大きくプラスになっており、同性愛者や同性カップルの人権擁護に積極的な考えを持っていることがわかる。官公庁に勤めている人はプラスではあるが、その値は大きくない。従業員 24 人以下の民間企業に勤めている人でややプラスとなっている。居住地域との関連では、東部や南部に居住している人でマイナスになっており、性的指向に関する人権に対して厳しい見方をしている。

性的指向		平均	標準誤差	N
性	男性	-0.1434	0.0360	509
p<.0001	女性	0.1382	0.0348	545
	選択しない	-0.1548	0.1593	26
年齢	18～29 歳	0.4817	0.0873	83
p<.0001	30～39 歳	0.2866	0.0745	114
	40～49 歳	0.1518	0.0643	153
	50～59 歳	-0.0390	0.0612	169
	60～69 歳	-0.0742	0.0480	275
	70 歳以上	-0.2547	0.0470	287
職業	自営業・その手伝い	-0.0391	0.0729	124
p<.001	従業員 24 人以下の民間企業	0.1059	0.1014	64
	従業員 25 人以上の民間企業	0.0164	0.0545	222
	官公庁	0.0714	0.1372	35
	学校関係	0.5625	0.1300	39
	無職	-0.0390	0.0383	448
	その他	-0.0844	0.0701	134
居住地域	北部	0.0721	0.0350	543
p<.05	西部	-0.0743	0.0736	123
	中部	-0.0120	0.0503	263
	東部	-0.2077	0.0975	70
	南部	-0.1764	0.1005	66
階層意識	上	0.3028	0.2892	8
n.s	中の上	0.0495	0.0669	137
	中の中	0.0088	0.0361	514
	中の下	-0.0966	0.0539	230
	下	0.1170	0.0898	83

7 人権課題：犯罪被害者等

犯罪被害者等の人権については、年齢のみで違いがみられた。50～59 歳と 18～29 歳でややプラスになっており、犯罪被害者等の人権に配慮するように考えている人が多いことがわかる。これとは逆に、70 歳以上でややマイナスが大きくなっており、犯罪被害者等の人権擁護に対して厳しめの見方をしていることがわかる。その他の属性については、統計的に意味のある関連はみられなかった。

犯罪被害者等		平均	標準誤差	N
性	男性	-0.0527	0.0445	515
n.s.	女性	0.0334	0.0442	571
	選択しない	-0.0291	0.1942	27
年齢	18～29 歳	0.1316	0.1099	83
p<.01	30～39 歳	-0.0277	0.0934	115
	40～49 歳	0.0799	0.0802	156
	50～59 歳	0.1549	0.0759	174
	60～69 歳	0.0099	0.0596	282
	70 歳以上	-0.1717	0.0574	304
職業	自営業・その手伝い	-0.0539	0.0888	128
n.s.	従業員 24 人以下の民間企業	0.1376	0.1237	66
	従業員 25 人以上の民間企業	0.0070	0.0668	226
	官公庁	0.0959	0.1674	36
	学校関係	0.2252	0.1588	40
	無職	0.0150	0.0466	465
	その他	-0.1399	0.0858	137
居住地域	北部	0.0636	0.0427	554
n.s.	西部	-0.0172	0.0896	126
	中部	-0.0849	0.0610	272
	東部	0.0038	0.1193	71
	南部	-0.1982	0.1202	70
階層意識	上	-0.0291	0.3276	9
n.s	中の上	0.0656	0.0834	139
	中の中	0.0171	0.0428	527
	中の下	-0.0320	0.0644	233
	下	0.0646	0.1042	89

8 人権課題：刑を終えて出所した人

刑を終えて出所した人の人権については、年齢と職業の 2 つの属性で違いがみられた。年齢との関連では、30～39 歳でマイナスが大きくなっており、刑を終えて出所した人のサポートについて、否定的な反応を示している。18～29 歳と 40～49 歳もそれほど大きくはないがマイナスとなっており、若い世代で厳しい見方をしていることがわかる。これに対して、60～69 歳、70 歳以上ではプラスになっており、刑を終えて出所した人の人権擁護に積極的な反応を示していることがわかる。職業との関連では、学校関係に勤めている人ではプ

ラスに大きくなっており、刑を終えて出所した人のサポートについて積極的な人が多いことがわかる。これに対し、従業員 25 人以上の民間企業に勤めている人ではマイナスが大きくなっており、否定的な反応を示す人が多くなっていることがわかる。性、居住地域、階層意識については統計的に意味のある関連はみられなかった。

犯罪被害者等		平均	標準誤差	N
性	男性	0.0322	0.0435	515
n.s.	女性	0.0050	0.0415	567
	選択しない	-0.1607	0.1899	27
年齢	18～29 歳	-0.1957	0.1065	83
p<.0001	30～39 歳	-0.3466	0.0905	115
	40～49 歳	-0.1677	0.0777	156
	50～59 歳	-0.0101	0.0738	173
	60～69 歳	0.1663	0.0579	281
	70 歳以上	0.1804	0.0557	303
職業	自営業・その手伝い	0.0282	0.0867	128
p<.001	従業員 24 人以下の民間企業	0.0634	0.1207	66
	従業員 25 人以上の民間企業	-0.2622	0.0652	226
	官公庁	-0.0569	0.1635	36
	学校関係	0.2428	0.1551	40
	無職	0.0907	0.0456	462
	その他	-0.1453	0.0838	137
居住地域	北部	0.0514	0.0421	554
n.s.	西部	-0.0013	0.0881	126
	中部	-0.0265	0.0600	272
	東部	0.0834	0.1173	71
	南部	-0.0725	0.1181	70
階層意識	上	0.4101	0.3257	9
n.s	中の上	-0.0183	0.0835	137
	中の中	0.0724	0.0426	526
	中の下	0.0029	0.0639	234
	下	0.0393	0.1036	89

３．属性と人権課題との関連について

次に、属性相互の関連も考慮し、性、年齢、職業、居住地域、階層意識の 5 つの属性を同時に考慮したときに、各人権課題とどのような関連がみられるかを確認するため、人権課題を従属変数とし、属性を独立変数とした重回帰分析を実施した。その結果がそれぞれ表に示されている。

この分析結果の見方を説明しておこう。この表からは、複数の「要因」(この場合は属性)を同時に考慮したとき、説明対象となっている「結果」（この場合は人権課題）に関連しているのはどれか、どの「要因」が「結果」に影響を与えているのか、などについて知ることができる。統計的に影響を与えていると判断される項目には「*」印がついている。「*」の数が多い方が強い影響を持っていると考えて差し支えない。同時に考慮する、ということの意味は、次のようなものである。例えば、女性よりも男性の方が就業している人が多いなど、性別によって、職業の状態は異なることが考えられるが、性別の影響を排除した場合、つまり性別にかかわらず職業による影響があるのかどうかをみることができる、ということになる。つまり、5 つの属性について、互いの影響を取り除いた上で、それぞれの人権課題への考え方に影響を与えているのは、どのような属性であるのかを検討することができるのである。

また、重回帰分析では、独立変数（要因）として使用できるのは、数量的な項目のみであるため、各属性項目は、それぞれの選択肢ごとに 1 つの変数になっていて、そのうち 1 つが基準に使われる。例えば、性別は、3 つの選択肢があるが、「女性」と「選択しない」が分析に使用されており、この 2 つを選択した人が基準となる「男性」と回答した人と比べて、人権課題に対する考え方に影響を与えているといえるのかどうか、と判断することになる。数値の符号が正であれば積極的な方向に、負であれば消極的な方向に関係があると考えることができる。

表　属性と各人権課題との関連

変数	女性		子ども		高齢者		障害のある人	
性別（男性）	0.0000		0.0000		0.0000		0.0000	
性別　女性	0.1801	***	0.1516	***	0.0643		-0.0133	
性別　選択しない	0.0137		0.0240		0.0009		0.0102	
年齢（18～29 歳）	0.0000		0.0000		0.0000		0.0000	
年齢　30～39 歳	0.0051		-0.0815		-0.0045		-0.0318	
年齢　40～49 歳	0.0094		-0.1269	*	0.0287		0.0334	
年齢　50～59 歳	0.0080		-0.0848		0.0713		0.0268	
年齢　60～69 歳	-0.0124		-0.0609		0.1036		0.0677	
年齢　70 歳以上	-0.1940	**	-0.0067		0.1476	*	0.0726	
職業（自営業・その手伝い）	0.0000		0.0000		0.0000		0.0000	
職業　従業員 24 人以上の民間企業	-0.0322		0.0036		0.0624		0.0501	
職業　従業員 25 人以上の民間企業	0.0499		-0.0468		0.0214		0.0154	
職業　官公庁	0.0724	*	-0.0471		0.0232		0.0029	
職業　学校関係	0.0633		0.0332		0.0318		0.0453	
職業　無職	0.0275		-0.0514		0.0337		0.0194	
職業　その他	0.0342		0.0208		0.0830		0.0497	
居住地域（北部）	0.0000		0.0000		0.0000		0.0000	
居住地域　西部	-0.0678	*	-0.0144		0.0146		0.0263	
居住地域　中部	-0.0707	*	0.0316		-0.0345		-0.1096	**
居住地域　東部	0.0202		0.0515		0.0165		-0.0198	
居住地域　南部	0.0054		0.0378		0.0102		0.0345	
階層意識（上）	0.0000		0.0000		0.0000		0.0000	
階層意識　中の上	-0.0220		-0.2269		-0.0976		0.1236	
階層意識　中の中	0.0119		-0.2476		-0.1004		0.2773	
階層意識　中の下	-0.0240		-0.2272		-0.1312		0.1215	
階層意識　下	0.0399		-0.1544		-0.0710		0.1735	
F	4.9905	***	2.6316	***	1.3695	n.s.	2.0891	**
自由度調整済み R^2	0.0807		0.0345		0.0080		0.0233	
N	956		957		959		956	

変数	外国人		性的指向		犯罪被害者等		刑を終えて出所した人	
性別（男性）	0.0000		0.0000		0.0000		0.0000	
性別　女性	0.0553		0.1452	***	0.0481		0.0160	
性別　選択しない	-0.0774	*	-0.0240		0.0336		0.0102	
年齢（18～29 歳）	0.0000		0.0000		0.0000		0.0000	
年齢　30～39 歳	-0.0226		-0.0636		-0.0378		-0.0664	
年齢　40～49 歳	-0.0274		-0.0775		0.0175		0.0305	
年齢　50～59 歳	-0.0165		-0.1885	***	0.0353		0.0689	
年齢　60～69 歳	-0.0321		-0.2685	***	-0.0129		0.1564	**
年齢　70 歳以上	-0.0668		-0.3435	***	-0.0927		0.1629	**
職業（自営業・その手伝い）	0.0000		0.0000		0.0000		0.0000	
職業　従業員 24 人以上の民間企業	0.0156		0.0124		0.0485		0.0110	
職業　従業員 25 人以上の民間企業	-0.0532		-0.0691		0.0144		-0.0641	
職業　官公庁	0.0582		-0.0051		0.0194		-0.0050	
職業　学校関係	0.0496		0.0825	*	0.0433		0.0592	
職業　無職	-0.0189		-0.0009		0.0559		0.0154	
職業　その他	-0.0214		0.0037		-0.0178		0.0567	
居住地域（北部）	0.0000		0.0000		0.0000		0.0000	
居住地域　西部	-0.0296		-0.0452		-0.0360		-0.0113	
居住地域　中部	-0.0116		-0.0508		-0.0604		-0.0029	
居住地域　東部	-0.0476		-0.0531		-0.0179		-0.0160	
居住地域　南部	-0.0402		-0.0729	*	-0.0741	*	-0.0284	
階層意識（上）	0.0000		0.0000		0.0000		0.0000	
階層意識　中の上	-0.1377		-0.2075		0.0301		-0.1079	
階層意識　中の中	-0.1569		-0.2880		0.0188		-0.1193	
階層意識　中の下	-0.2001		-0.2863	*	0.0091		-0.1278	
階層意識　下	-0.0907		-0.1224		0.0333		-0.0783	
F	1.5866	*	5.9706	***	1.3467	n.s.	2.9224	***
自由度調整済み R^2	0.0129		0.1001		0.0075		0.0404	
N	943		939		963		960	

#各変数の数値は標準化偏回帰係数　*** p<.001, ** p<.01, * p<.05

※この表は，8 つの重回帰分析の結果をまとめて表記したものである。F 値（F 比）は，従属変数（各人権課題）の値のばらつきのうち、独立変数（5 つの属性）によって説明される部分とそれ以外の要素・要因による部分の比を求めたもので、数値が大きいほど、独立変数によって説明される部分が大

きいということになる。決定係数 R^2 は上記の従属変数の値のばらつきのうち、独立変数によって説明される部分がどの程度になるかを示したもので、1 に近いほどよく説明できていることになる。自由度調整済み R^2 は、決定係数を独立変数の個数とケース数を反映するように調整したものである。

8 つの人権課題のうち、高齢者と犯罪被害者等については、分析結果は統計的に意味のあるものではなかった。他の 6 つの人権課題については、F 値は有意であったが、女性と性的指向以外の人権課題では、R^2 がかなり小さく、点数のばらつきの 5%未満しか説明していないことになり、意味のある分析結果とは判断しづらい。そのため、以下では女性と性的指向のみについて、みていくこととする。

まず、女性の人権については、階層意識以外の 4 つの属性が関連していることがわかる。男性よりも女性で強く女性の人権擁護の方向がみられる。年連では、70 歳以上で、18～29 歳と比べると強く否定的な方向になっていることがわかる。また、職業では、官公庁に勤めている場合、自営業やその手伝いの場合よりも女性の人権擁護にやや積極的な方向がみられる。居住地域では、北部に居住している場合と比較して、西部や中部に居住している場合、女性の人権擁護にやや否定的な傾向がみられる。これらの傾向は、いずれも他の要因の影響が一定であると考えたときでも、それらの属性を持つ人が示された傾向を持っているということを意味している。例えば、どのような職業、どこに住んでいるかに関係なく、70 歳以上の人は、女性の人権擁護に否定的な傾向がみられると判断できるということである。ただし、R^2 は大きくなく、女性の人権に対する考え方のばらつきのうち 8%を説明しているに過ぎず、これらの属性以外の要因によるものが大部分を占めていることになる。

性的指向については、すべての属性項目と何らかの関連があることが確認された。男性と比べて女性で同性愛者や同性のカップルの人権を擁護する傾向があり、年齢では、50 歳以上の世代で、18～29 歳と比較して、性的指向をめぐる人権については擁護する傾向がかなり弱くなっていることがわかる。職業との関連では、自営業及びその手伝いの場合より、学校関係の職に就いている場合の方がやや擁護の方向にあり、北部に居住している場合よりも、南部に居住している場合の方が、人権擁護の方向が弱く、階層意識では、上と回答している人よりも中の下と回答している人で弱くなっていることがわかる。しかしながら、先ほどと同様、性的指向に対する考え方のばらつきのうち 10%を説明しているに過ぎず、これらの属性以外の要因によるものが大部分を占めていると判断できる。